

高座清掃施設組合議会会議録

令和7年第2回臨時会

令和7年12月24日

議 事 日 程

令和7年12月24日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3		議席の指定について
4		議長の選挙について
5	議案第13号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
6	議案第14号	指定管理者の指定について（本郷ふれあい公園）
7	議案第15号	令和7年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）

高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

令和7年12月24日（水）午後2時48分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

松橋淳郎 議員	高柳浩子 議員
古郡敏正 議員	荻原健司 議員
野田広吉 議員	永井浩介 議員
金江大志 議員	倉橋正美 議員
上田博之 議員	松本正幸 議員
齊藤慶吾 議員	宇田川 希 議員
守谷浩一 議員	吉田みな子 議員
高波貴志 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程5 議案第13号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程6 議案第14号 指定管理者の指定について（本郷ふれあい公園）

日程7 議案第15号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）

4 説明のため出席した者 13名

組合長 内野 優	副組合長 佐藤 弥斗
副組合長 橘川 佳彦	事務局長 小川 隆太
次長兼総務課長 菊地 康之	会計管理者 押方 信一郎
参事 平本 和彦	参事 武石 昌明

施設課管理担当課長 藤 本 勝 雄 施設課長事務代理 増 田 大 征
総務課長補佐 杉 田 徹 施設課主幹 古 郡 哲 也
施設課主幹 鴨志田 克 巳

5 出席した事務局職員 8名

施設課管理係長 植 田 哲 施設課業務係長 大 森 博 文
総務課総務係長 山 田 健 太 総務課副主幹 鈴 木 茂
総務課主査 丸 岡 太 総務課主査 神 部 晃
総務課主査 三 浦 敏 正 事務専門員 柳 田 信 英

6 傍聴者 11名

7 会議の状況 (午後2時48分 開会)

◎副議長(齊藤慶吾議員) ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和7年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

【 組合長(内野 優)登壇 】

◎組合長(内野 優) 令和7年第2回議会臨時会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年末の大変お忙しい中、本臨時会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、10月26日になりますが、今年で4回目となる高座SDGsフェスティバルを開催いたしました。当日はあいにく雨模様となりましたが、来場者は昨年を上回る1,800人となり、大変多くの方でにぎわい、活気あふれた1日となりました。来年4月にはいよいよ本郷ふれあい公園が全面オープンとなり、あらゆる世代の方が集い、交流とさらなるにぎわいの創出が期待されます。今後も、この本郷地域が活気に満ちあふれ、多くの人々にとって訪れたい場所へとなるよう願っているところでございます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、条例改正1件、指定管理者の指定1件、補正予算1件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜り、ご決定いただけますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

【 組合長（内野 優）降壇 】

◎副議長（齊藤慶吾議員） 会議に先立ち報告いたします。月例出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますのでご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（齊藤慶吾議員） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第99条の規定により、議長において、松本正幸議員、金江大志議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定を行います。議席の指定については、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。1番松橋淳郎議員、7番守谷浩一議員、11番永井浩介議員、13番松本正幸議員、14番宇田川希議員、15番吉田みな子議員。以上でございます。

次に、日程第4 議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（齊藤慶吾議員） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(齊藤慶吾議員) ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に松橋淳郎議員を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名いたしました松橋淳郎議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(齊藤慶吾議員) ご異議なしと認めます。よって、松橋淳郎議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松橋淳郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第26条による当選の告知をいたします。

それでは、議長に当選されました松橋淳郎議員より就任のご挨拶をお願いいたします。

【 議長(松橋淳郎議員)登壇 】

◎議長(松橋淳郎議員) ただいま皆様のご支援により議長に推薦を承り、大変光栄に存じております。議長として全力を傾け、公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりますので、どうぞ今後とも、議員の皆様、そして理事者のご支援、ご指導を賜りますよう心からお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【 議長(松橋淳郎議員)降壇 】

◎副議長(齊藤慶吾議員) ありがとうございます。以上をもちまして、私の議長代理としての職務は終わりましたので、松橋議長と交代いたします。松橋議長、議長席にお着き願います。

◎議長(松橋淳郎議員) それでは、組合長より本臨時会に上程されている諸議案の一括説明を求めます。組合長。

【 組合長(内野 優)登壇 】

◎組合長(内野 優) それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第5 議案第13号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事

委員会の勧告を踏まえ、所要の改正を行いたいためでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第14号 指定管理者の指定について（本郷ふれあい公園）でございます。これは、令和8年4月1日に供用開始いたします本郷ふれあい公園の指定管理者を指定したいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第15号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）でございます。今回の補正は、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,419万7,000円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ55億6,575万4,000円とするものでございます。また、第2条では継続費の変更を、第3条では繰越明許費を設定し、第4条では債務負担行為の追加を行うものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。一括説明を終わります。

【 組合長（内野 優）降壇 】

◎議長（松橋淳郎議員） 組合長の説明が終わりました。

それでは、日程第5 議案第13号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（小川隆太） それでは、日程5 議案第13号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長から申し上げたとおりでございます。

第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正です。

条例第13条の改正は通勤手当の額を引き上げるもので、第3項第2号ウ以降の改正は、自動車等の使用者に対する通勤手当の額を、片道10km以上15km未満について7,100円から7,300円に、片道15km以上20km未満について1万円から1万400円に、片道20km以上25km未満について1万2,900円から1万3,500円

に、片道25 k m以上30 k m未満について1万5,800円から1万6,600円に、片道30 k m以上35 k m未満について1万8,700円から1万9,700円に、片道35 k m以上40 k m未満について2万1,600円から2万2,800円に、片道40 k m以上45 k m未満について2万4,400円から2万5,900円に、片道45 k m以上50 k m未満について2万6,200円から2万9,100円に、片道50 k m以上55 k m未満について2万8,000円から3万2,300円に、片道55 k m以上60 k m未満について2万9,800円から3万5,500円に、片道60 k m以上について3万1,600円から3万8,700円に改めたいものでございます。

条例第21条の改正は職員の期末手当の支給率を引き上げるもので、同条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率を100分の125から100分の127.5に改めたいものでございます。

また、同条第3項の改正は定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を100分の70から100分の72.5に改めたいものでございます。

条例第22条第2項の改正は職員の勤勉手当の支給率を引き上げるもので、同項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率を100分の105から100分の107.5に改め、同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を100分の50から100分の52.5に改めたいものでございます。

また、給料表を定めた別表第1を議案書3ページから8ページまでに記載の表のとおり改めたいものでございます。

次に、議案書9ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、令和8年度以降の6月期及び12月期における期末手当の支給率を平準化するものでございます。

第21条第2項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当の支給率を6月期、12月期ともに100分の127.5から100分の126.25に改め、同条第3項の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率を6月期、12月期ともに100分の72.5から100分の71.25に改めたいものでございます。

また、条例第22条第2項の改正は、6月期、12月期における勤勉手当の支給率を平準化するもので、同項第1号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当の支給率を6月期、12月期ともに100分の107.5から100分の

106.25に改め、同項第2号の改正は、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率を6月期、12月期ともに100分の52.5から100分の51.25に改めたいものでございます。これにより、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末勤勉手当の年額の支給率を4.6月から0.05月引上げ4.65月とし、定年前再任用短時間勤務職員については2.4月から0.05月引き上げて、2.45月といたしたいものでございます。

第3条は、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、第7条第1項の改正は、特定任期付職員の給料について、給料表を議案書9ページに記載の表のとおり改めたいものでございます。

また、条例第8条第2項の改正は特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げるもので、期末手当の支給率を100分の95から100分の97.5に、勤勉手当の支給率を100分の87.5から100分の90に改めたいものでございます。

第4条は、令和8年度以降の6月期、12月期における期末手当及び勤勉手当の支給率を平準化するもので、期末手当の支給率を6月期、12月期ともに100分の97.5から100分の96.25に改め、勤勉手当の支給率を6月期、12月期ともに100分の90から100分の88.75に改めたいものでございます。これにより、特定任期付職員の期末勤勉手当についての年間の支給率を0.05月引き上げて、3.65月から3.7月といたしたいものでございます。

附則でございますが、施行期日をこの条例中第1条及び第3条の規定は公布の日からとし、また、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日からといたしたいものでございます。なお、第1条及び第3条の期末勤勉手当の改正は令和7年12月1日から適用し、通勤手当及び給料表の改正については令和7年4月1日から適用したいものでございます。

また、参考資料として概要及び新旧対照表を添付いたしましたので、後ほどご高覧ください。以上、大変雑駁ではありますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（松橋淳郎議員） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 質疑はないようですので、質疑を終結したいと思います。

すが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(松橋淳郎議員) ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(松橋淳郎議員) 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(松橋淳郎議員) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(松橋淳郎議員) 挙手全員であります。よって、議案第13号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第14号 指定管理者の指定について(本郷ふれあい公園)についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長(小川隆太) それでは、日程第6 議案第14号 指定管理者の指定について(本郷ふれあい公園)をご説明申し上げます。

議案書の11ページをお開きください。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。本郷ふれあい公園は、令和元年12月1日に北エリアが開園し、供用開始となり、これまで当組合によって維持管理を行ってまいりました。現在整備中の南エリアは、令和8年4月1日に開園、供用開始の予定となっております。今後は、北エリアと南エリアが一体性を持った公園となり、これらを併せて管理することで、利用者のサービス向上に加え、2つのエリアの維持管理などの業務類似性から、一体化によるスケールメリットや業務推進の効率化を考え、指定管理者制度による指定管理を図りたいものでございます。

指定管理者の選定につきましては、令和7年8月に公募を行った結果、1団体から応募がございました。選定に際しましては、税理士、社会保険労務士の外部委員2名、構成三市の公園担当の課長と私ども高座の職員と、7名で選定委員会

を組織しまして、応募団体から提出されました事業計画、収支予算書等、書類による1次審査、プレゼンテーション、ヒアリングによる2次審査を行いまして、指定管理者の候補者を決定いたしました。この選定の結果、Fun Space・オーチャー運営企業体を本郷ふれあい公園の指定管理者として指定いたしたいものでございます。

内容でございますが、議案書の12ページをご覧ください。管理を行わせる公の施設の名称及び位置でございます。名称は本郷ふれあい公園、位置につきましては海老名市本郷3611番地1でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、Fun Space・オーチャー運営企業体で、代表企業はFun Space株式会社、代表取締役社長、鈴木茂。構成企業は株式会社オーチャー、代表取締役、香坂嘉人でございます。指定管理となる団体の住所でございますが、代表者であるFun Space株式会社が東京都新宿区西新宿三丁目2番26号、構成員であります株式会社オーチャーが神奈川県横浜市西区南幸二丁目16番20号でございます。

指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までといたしたいものでございます。

なお、別冊に議案参考資料といたしまして、選定結果報告書、指定管理者募集要項、基本仕様書及び仕様書詳細書を添付してございますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

◎議長（松橋淳郎議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。松本議員。

◎（松本正幸議員） それでは、質疑させていただきます。指定管理者に指定した場合、指定管理者との打合せの頻度と回数、そしてモニタリングの実施予定の回数、社会保険労務士等のチェックの実施の時期や頻度について確認したいと思います。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） 指定管理の打合せなどとモニタリングの回数というところでお伝えさせていただきます。高座と指定管理者の打合せは、定例のモニタリングを月1回実施し、疑義事項は適宜に打合せや報告を実施すること

としております。

あと、社会保険労務士の業務チェックは、指定管理期間の1年目と3年目の2回を予定しております。以上であります。

◎議長（松橋淳郎議員） 松本議員。

◎（松本正幸議員） ありがとうございます。それで、社会保険労務士によるチェックは大切だというふうに思うのですけれども、公正な取引と労働条件の改善を通じて地域社会の持続可能な発展を目指すために欠かせないツールと言われている公契約条例に当たるものが高座の組合にも必要だと考えますけれども、この点の考えを伺いたいというふうに思います。

◎議長（松橋淳郎議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） どこでもそういった話が共産党の議員さんから出ますけれども、海老名でもそういったことはやっておりません。やっていない代わりに、こういった社会保険労務士の調査とかが入ります。そういう公契約条例をつくれればいわゆる労働条件が安定しているのだということじゃなくて、常にそういった業者と私ども高座がパートナーとして考え、そういった中でやっていくことが必要ではないかと思えます。条例をつくれれば完璧だという考え方ではありません。以上であります。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。守谷議員。

◎（守谷浩一議員） それでは何点か伺います。今回、議案第14号の参考資料で少し伺います。まず、5ページから7ページにこの指定管理の選定の経緯が出ていますけれども、10月6日に第1次審査、11月10日に第2次審査ということで、1者しか応募していないわけですけれども、どのように事前周知をしたのか。そして質問などがあったのかなと思うのですけれども、それは何者かあったのか伺います。

次に、指定管理者の選定結果が出ている現状では、プレゼンテーション、プロポーザルをされていると思うのですけれども、その内容について公開したほうがいいと考えますが、伺います。

次に、資料の7ページで選定理由というのがあるのですけれども、この中で真ん中ぐらいに構成三市の25団体から関心表明書の提出ということが書かれているのですけれども、その関心表明書の内容と25団体の内訳を伺います。

次に12ページ、ここに、募集要項としてあるのですけれども、利用料金収入の見通しというふうなやり取りがあるのですが、そこでの見通しの金額について伺います。

それから次に、資料の35ページ、ここに事業者の詳細な仕様と申しますか、求めたいことという中に、体の性と心の性が一致しない人への配慮ですとか障害者への合理的な配慮ということがあります。多目的トイレの設置は設計段階であったかと思うのですけれども、それだけを指しているのか、どういうことを期待しているのか伺います。以上です。

◎議長（松橋淳郎議員） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（杉田 徹） 守谷議員のご質問の1点目については私のほうからご回答させていただきます。まず、1者しか応募していなかったという内容で、どのように事前周知したのかと、あと質問は何者あったのか、これについてご回答させていただきます。指定管理者の公募ですけれども、こちらは高座清掃施設組合のホームページで公表しております。本郷ふれあい公園の指定管理者募集についてですけれども、こちらは事前周知を実施しておりまして、その後、募集告示を行いました。また、複数の事業者に応募していただくに当たって、近隣自治体の指定管理者を調べて本郷ふれあい公園の情報提供を行いました。しかしながら、応募に至らなかった状況でございます。

質問については3者からございました。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） それでは、私のほうから2点目から5点目までお答えさせていただきます。まず2点目ですけれども、プロポーザルの内容についての公開というところですが、公園の管理運営を委ねるに当たり、その選定過程や提案内容の透明性を確保することは重要であるという認識は持っております。一方で、提案書には知的財産に該当する情報が詳細に含まれております。そのため、提案の主要なところをまとめた選定結果報告書を提示し、議決をいただくための情報提供に努めているところになります。今後の提案内容の公開につきましては、指定管理者としての契約締結後、情報公開条例の趣旨にのっとり、適切な範囲での公表を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目になります。関心表明のことについてお答えさせていただきます。

きます。関心表明の内容につきましては、運営方針に賛同され、公園施設及び地域の発展を図るための取組、活動に対し意義を感じ、関心を表明されたものとなっております。団体の内訳といたしましては、自治会が2団体、企業が3団体、利用団体が19団体、その他1団体の25団体となります。

続きまして、4点目ですけれども、利用料金の収入の見通しについてです。見通しの金額といたしましては、事業者の提案では利用料金、自動販売機利益、自主事業収入の3つの合計になっております。令和8年度、その3つが304万4,000円で、毎年5%程度の上昇を見込んだ計算になっております。

5点目の体の性と心の性の一致などの配慮のお話になるのですがけれども、性への配慮や障害者への配慮は、施設のハード面のみではなくて、雇用や来園者への接遇などのソフト面での対応を期待するためのものとして書かせていただいたものになっております。以上です。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。守谷議員。

◎（守谷浩一議員） ありがとうございます。まず、事前周知の関係ですとか、質問が3者からあったということですがけれども、近隣の指定管理者のほうに情報提供を行ったという話がありましたが、いわゆる建設関係の建通新聞でしたっけ、そういったところへの情報ですとか、何かメディアのほうにそういう事前周知なり何かあったのかということ伺いたと思います。

それから、プロポーザル内容についてなんですが、資料のほうの7ページに11として選定理由があって、8ページに各委員の総評等というふうにあるんですね。これが先ほどお話しあった選定結果報告書の中の後半部分なわけですがけれども、例えば経営状況が一般の中小企業と比して桁外れであるとか、提案内容が、自主事業等でサービスの向上、利用促進、地元とのつながりを掲げた数多くの企画を立案しておりというふうにあるので、こういうのがぜひ分かったほうがよりいいのではないかという趣旨ですね。だから、知的財産に該当する情報というのも話がありましたけれども、そういったところは必要に応じて黒塗りすればいいのかなと思いますので、改めて伺います。

それから、関心表明書のところですが、主に内訳は分かったのですがけれども、構成三市というところの中では、予想ではおそらく海老名市さんの団体が多いのかなと思うのですがけれども、もし違っていたら実態を伺いたと思います。以上

です。

◎議長（松橋淳郎議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） 基本的に三市の議員さんでありますから、三市のことが1つあると思います。海老名市はほとんどの施設を指定管理にしています。座間市とは違うやり方をしているというのが実態だと思います。そういう中で、高座清掃施設組合がどうやって募集をするかとか、どういった周知をするかというのは、海老名市をある程度見習ってやっておりますので、そういった部分である程度は周知しているというふうに思っています。そういった中で指定管理がそういった部分に進んでいるという形でやっておりますので、指定管理の賛否はいろいろあるというふうに思いますけれども、そういった関係で海老名市の環境を見習って高座もやっておりますので、そういった関係でご理解をいただきたいと思えます。あとはそちらのほうで。

◎議長（松橋淳郎議員） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（杉田 徹） 私のほうからメディア関係への周知の関係でございますけれども、すみません、こちら、建通新聞とかメディアの事前周知等はしてございません。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） それでは、プロポーザルの提案内容についての公表については、議員からご指摘された分かりやすい表現、もう少し詳しい表現というのは今後検討させていただきたいと考えております。

あと、関心表明を出された団体についてですけれども、内訳といたしましては、海老名市が16団体、座間市が1団体、綾瀬市が7団体で、そのほか1団体となっております。以上であります。

◎議長（松橋淳郎議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） それでは1問目、10点伺います。まず1点目、既に供用が始まっているふれあい公園北エリアの維持管理費用は、今年度では、水光熱費や遊具点検、維持管理経費委託等で約1,650万円となっております。北エリアの維持管理費用は1,650万円ですが、今回、南エリアも含んだ公園の維持管理等運営に係る費用を年間9,000万円を超える設計額とした理由とその根拠を伺います。また、組合側の設計金額の中で金額の大きい経費は何の経費で、幾らかも伺いま

す。

2点目、組合が本郷ふれあい公園の指定管理者に最も求めていることは何か、お聞かせください。

3点目、指定管理者に求めた提案書に利用者対応、サービス向上の取組があり、事業者からはユニバーサルな対応をしていくとの提案があったと事前聞き取りで承知しております。具体的にどのような提案がなされているのか伺います。

4点目、ビオトープについて伺います。このふれあい公園、ビオトープのことがよく説明されていて、施設の位置づけとしても非常に重要なものと位置づいていると思っております。この公園におけるビオトープを組合としてどのように位置づけているか、まずお答えください。そして、ビオトープのエリアにはどのような植物や水生生物が生息できる環境を整える予定なのかもお聞かせください。その上で、ビオトープの維持管理方法、市民団体や学校との連携についてどのような提案があったのかもお聞かせください。

5点目、収支計画について伺います。指定管理者から提案のあった5年間の収支計画について、収入、支出、それぞれの総額と内訳を伺います。

6点目、公園の管理運営に関しては常勤職員が配置され、常勤職員の給与が人件費として含まれているとお聞きしておりますが、年間の常勤職員の人件費を伺います。

7点目、人員配置に関してですが、何人体制で公園の維持管理運営をするのか伺います。また、常勤と非常勤職員がいると承知しておりますが、それぞれどのような業務を担うのかも伺います。

8点目、利用料金や減免について事業者から具体的な提案があったのか伺います。

9点目、今回指定された事業者はプールや本郷荘の指定管理者であり、環境プラザも運営をされています。スケールメリットを生かした事業者提案は何かなされているのか伺います。

最後10点目、関心表明書についてですけれども、この関心表明書は、この事業者が各団体等に出されたもので、それに回答された団体が25あったということなのか、具体的にこの関心表明書とは何かお伺いいたしまして、1番目の質問といたします。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） それでは、私のほうから答えさせていただきます。まず1点目についてなんですけれども、南エリアを含む公園の積算についてですけれども、今回の費用については、官民の標準的な単価及び北エリアの実績、あと類似施設の実績値を反映して積算を行っております。組合の設計の中で金額が大きい経費についてですけれども、こちらは人件費となりまして、およそ5,400万円程度になっております。

2点目になりますが、指定管理者に最も求めているものというところになりますが、求めているものとしては、本郷地域のにぎわいの創出のために、民間企業のノウハウや創意工夫、利用者の視点に立った効果的、効率的な運営を指定管理者に期待しております。

3点目といたしまして、指定管理者に求めた提案というところ、ユニバーサルのところになりますが、施設内の案内には英語表記やピクトグラムを取り入れ、視覚的に分かりやすくし、受付には筆談ボードや老眼鏡を置き、指さし会話シートや翻訳アプリを活用した多言語支援も提案されているところになっております。

続きまして、ビオトープの位置づけなどについてですけれども、組合といたしましては、公園におけるビオトープは、利用者が自然に親しむための自然観察の場として位置づけております。ビオトープエリアの植物についてですけれども、スイレン、カキツバタ、ハナショウブ、ガマ類などとなります。水生生物につきましては、カエル、アメンボ、ヤゴ類が生息できると考えております。維持管理方法についてですけれども、ビオトープ管理士の指導の下、水質確認や外来駆除などを行う提案がございました。また、地域の環境団体とは、清掃や動植物調査の共同での実施、小中学校に対しては、環境教育の一環としての観察会や体験学習の場の提供などの提案がございました。

5点目といたしまして、提案書での収支計画についてお答えさせていただきます。提案された収支計画書5年間の合計でお答えさせていただきます。収入につきましては、まず指定管理料4億3,855万7,000円、利用料収入114万円、自動販売機利益780万円、その他自主事業795万5,000円、収入合計といたしまして4億5,544万2,000円になります。支出といたしましては、事務費1,613万9,000円、管

理費が3億9,297万2,000円、管理費の中に人件費が含まれておりまして、こちらが2億158万6,000円になります。事務経費といたしまして1,980万円、事業費といたしまして1,004万5,000円、租税公課といたしまして1,648万9,000円、支出合計4億5,544万2,000円となっております。

6点目といたしまして常勤職員の給与というところになりますが、人件費として常勤職員の給与は令和8年度で1,806万円と提案されております。

7点目といたしまして公園の人員体制、何人体制かというご質問についてお答えさせていただきます。公園の通常業務期が6名程度の配置が提案されております。また、週末や繁忙期には平日の1.2倍から1.5倍の人員の提案をされております。開園中における責任者は1名以上必ず在籍するシフト体制となっております。責任者は社員が4名のシフト制と伺っているところになります。業務といたしましては、受付、巡回警備、清掃などが提案されているところとなっております。

8点目といたしまして、利用料金などの減免についてのところになりますけれども、事業者の共同利用を阻害しないよう十分配慮した運営、また、判断が難しい場合は組合と協議するというような提案を受けております。

9点目のスケールメリットにつきましてですが、今、選定された業者、指定管理者候補者が、温水プールや環境プラザの運営も携わっているから、複合的な連携によるにぎわいの創出、スケールメリットを生かした効率的な運営のメリットを提案されているところにはなっております。

10点目の関心表明につきましては、こちらは提案者のほうが団体のほうに声をかけて集めたものと考えております。以上であります。

◎議長（松橋淳郎議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） 分かりました。次、2問目を伺います。まず1点目ですけれども、組合側としてにぎわい創出を非常に求めていることが大きな点だのご回答がありましたけれども、公園イベントで年何回、どのようなイベント内容の提案があったのか伺います。

2点目、ユニバーサルデザインのところですがけれども、現在、北エリアはもう供用されていますけれども、案内表示板に多言語表示はなかったかと思えます。トイレとか、矢印というか、そういったものもありますけれども、そこも日本語

表記だけですが、今後、指定管理になった場合、既存の表記もぜひ対応していただきたいと思いますけれども、そのようなお考えがあるのか、組合としても求めていくお考えがあるのか伺います。

3点目が、組合が出した仕様書における人件費の設定金額は5,400万円でしたけれども、その積算の根拠、内訳を伺います。もっと具体的に言えば、組合として指定管理者にどのような業務を求めているのかお聞かせください。

4点目、管理費の中に利用促進費が含まれていると事前にお聞きしましたけれども、その内容を伺います。また、組合側が仕様書として設計金額をつくっているとありますが、その中にも利用促進費は含まれていたのか。もし含まれていたのなら、その金額は幾らだったのかも伺います。

次に5点目、スケールメリットについてなんですけれども、指定管理料の縮減については事業者から具体的な提案はあったのか、お聞かせください。

6点目ですけれども、今回、仕様書を作るときに、高座として設計金額を指定管理料を踏まえて年間9,000万円ぐらいと設計しているわけですが、先ほどご答弁の中で、北エリアの実績と類似施設を参考にされたというふうにご回答されていましたが、北エリアの実績でいえば1,650万円程度で、そもそも人件費5,000万円なんていうのはちょっとはじき出すことはできないと感ずるのですが、類似施設というのはどういったところを比べてこの金額を出したのかお聞かせください。

それと最後、7点目ですけれども、ビオトープのところ、市内の環境団体とかと共同で調査をしていくというふうにおっしゃっていましたが、関心表明書を出された団体とこうしたビオトープの管理等もやっていく、そういうような認識でよろしいでしょうか、伺います。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） それではお答えさせていただきます。公園のイベント、指定管理者は何件程度だったかということになります。年間といたしましてイベント等は70件程度を予定しているものになります。具体的には、交流、健康増進といたしまして親子ピクニックや多世代スポーツ体験などが挙げられております。また、教育、学習として自然観察や工作なども挙げられております。また、地域文化や防災訓練などの提案がございました。

2点目といたしまして北エリアの案内板等についてですけれども、北エリアの案内板は、議員のおっしゃるとおり、多言語表記は現在ございません。ユニバーサルデザインの対応といたしましては、トイレのピクトグラム等もございます。南エリアのほうは、ピクトグラムなど、あと案内板についても点字などの表記を考えております。北エリアについては、今のところつけてはいない状況になっております。

3点目につきまして、人件費についての積算になります。高座試算の積算といたしましては、人員は13名で、1日当たり34.5時間を見込んでおります。人件費の総額は、先ほどお話しさせていただいた5,400万円となっております。

指定管理者にどのような業務を望むのかということになります。やはり指定管理者に求めたのは、先ほどお話しさせていただきましたにぎわいの創出や民間企業のノウハウの創意工夫ということが求めているものになります。基本的にはあとは、当然のことにはなるのですけれども、利用者の安全と利便性を確保する運営というのが必要になってくるものと考えております。

4点目といたしまして、利用促進費ということになります。議員がおっしゃられた利用促進費ですけれども、広告販売費が計上されております。内容といたしましては、公園の価値や特性を生かした来園者を増やすための各種イベント、ワークショップの広報活動に関わる経費となっております。具体的には印刷物の作成やホームページでの周知になります。また、この費用としてCS費用といたしまして、公園利用者の声を聞く機会といたしまして、アンケート調査や満足度調査を行う費用が計上されておりました。組合での設計金額にそのようなものがあるのかということになりますけれども、そのような販売促進の費用は計上されておまして、令和8年度では64万円程度を積算の上で計上しておりました。

5点目といたしまして、スケールメリットでの額の縮減ということになりますけれども、提案の中で私たちが告示で挙げさせていただきましたこの金額に対して、提案金額というのは下げていただいているところもあります。もちろんこの提案書の中からどこということまで読み取ることは難しいところもございますが、そのような金額があるのではないかと考えられるものと思っております。

6点目になりまして、類似施設とはどのようなものかというところになるのですけれども、こちらにいたしましては、積算の中で機械警備などというところがございます。機械警備ですと、高座の施設の中では水処理施設などが機械警備を行っておりまして、そちらの金額から公園の管理棟の機械設備などの積算を算出するのに見込んであるものになっております。

あと、ビオトープについては、関心表明の団体を見させていただいたところとビオトープがつながる団体というのは、少しないのかなとは思っております。以上であります。

◎議長（松橋淳郎議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） 最後、3問目ですけれども、私は、この指定管理者については、非常に金額が大きくなったなど率直に感じています。そのスケールメリットの部分ですけれども、イベント等は連携等をやるということで提案もされているかと思うのですけれども、金額面に関しては、例えば人員配置の部分とか、清掃の部分とか、市民の方が来られたときの対応についてはあまり提案がなされていないのかなと思うのですね。環境プラザにもいらっしゃると思うし、プールのところにもこちらの事業所の職員の方はいらっしゃると思うのですけれども、それでなおかつ公園でも責任者の方が4名で、13名が公園の中で清掃と受付とをされるということですので、率直に言って、設計金額で人件費5,000万円以上、5,400万円とされている、その具体的な積み上げを改めてお聞かせいただきたいのと、やっぱりここの人員配置について、高座として、改めてこの設計金額、指定管理料についてどのように評価をしているかということ。それと、ほかの各市の施設を研究されたのかどうか。最後、こちらをお聞きして質問を終わりたいと思います。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） まず、スケールメリットのところになりますけれども、繰り返しにはなりますけれども、先ほどの答弁と同じような内容にはなってくるのかなとは思っています。ですので、運営していく中のあるところもあると思いますけれども、同じような回答をさせていただきたいと思っております。

人員の積み上げにつきましても、先ほど人数、時間のほうはお話しさせていただきましたとおりなので、これ以上詳しいところをお伝えするのは苦しいかなと

は思っております。

ほかの施設の研究についてですけれども、近隣の公園などを参考にさせていただきつつ、進めさせていただいております。以上になります。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。上田議員。

◎（上田博之議員） 私からもお願いいたします。まず、指定管理料が債務負担行為補正として5年間で4億8,380万円計上されているわけです。1年単位で見ると、指定管理料の上限が、初年度約9,103万円、5年目が1億254万円となっていて、年々指定管理料が上昇することになっているわけですけれども、この積算根拠について、まずお伺いいたします。

そしてまた、事前の説明では、この指定管理料の6割弱が人件費だということでした。このことから計算すると、1日当たりの人件費はおよそ15万円前後になるのではないかと思います。1時間当たりだと約1万9,000円となるわけです。そこで確認するわけですが、公園の管理、点検、整備作業に従事する人員は何名なのか。高座の組合が想定していた人数と指定管理者が提案してきた人数が違うと思いますので、それぞれ教えていただきたいと思います。そのときに、1日の延べ労働時間も分かるようにご答弁をお願いいたします。

3番目ですけれども、議案参考資料の12ページのところで、災害発生時の避難希望者受入れ対応業務についてお伺いをいたします。公園に管理人等がいる時間帯は、10月から5月は9時から17時まで、6月から9月は9時から18時ということですが、こうした業務の時間外に災害が発生したとき、例えば夜間などに避難者が公園に避難してきた場合の対応についてはどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

また、指定管理者の募集要項では「具体的な内容については、指定管理者決定後の手続きで結ぶ『災害時協定』にて決定します。」となっているわけですが、避難者受入れを業務として指定管理者に委託をするのか、お伺いをしたいと思います。日本国内での大きな災害で指定管理者がどのような業務を行っているのか、事例がありましたら教えていただきたいと思います。

また、公園の第一工区は既に開園しているわけですし、海老名市と綾瀬市の地域防災計画で広域避難場所としても位置づけられていると思いますので、現時点で避難場所としての運営についてマニュアルとかが準備され、いざというときに

備えた訓練が行われていなければならないのではないかと思います。これまでの訓練の実態と、避難者受入れのためのマニュアルについて準備ができているのか教えてください。

4番目ですけれども、指定管理者が行う自主事業についても幾つか確認をしたいと思います。企画事業については、公園利用促進を目的とした事業を積極的に提案し実施すること、特に年間を通じて継続的な利用が見込めるように実施することとしているわけですが、どのような企画が提案されているのか教えてください。また、こうした企画事業は、実施しなかったり、回数を減らしてしまうことも、指定管理者はやろうと思えばできてしまうわけです。先ほどイベントを70件想定しているという話がありましたけれども、減らしてしまうこともできるわけです。組合としてはどのくらいの頻度での開催を期待しているのか、再度確認をいたします。あわせて、こうした自主事業を評価する基準をどのように設けているのか教えてください。

5番目です。次に、公園利用の承認業務についてお伺いをいたします。例えば利用の承認の中には、業として写真または映画を撮影することとか興行を行うことなどがあります。以前、女性の水着撮影会が公園で行われ、そのモデルの中に未成年者がいることや、際どいポーズの撮影が行われることなどが発覚し、後から中止させたという事例がありました。この問題では、判断基準が明確でなかったということで、その後、明確な許可条件を定めるということになっているわけです。綾瀬市では、指定管理者の関連会社の宣伝イベントが無断で行われて、再発防止が議論されたこともありました。

そこで確認ですが、こうしたことが起こらないように許可の手引を定めないか。また、定めないのなら、指定管理者が許可を出す前に組合長の承諾を得るなどの対策が必要と考えますけれども、いかがでしょう。

最後に、募集要項で保険の加入について定めているところをお伺いいたします。利用者に損害が生じた場合の損害保険への加入を指定管理者に義務づけているのは当然なわけですが、「利用者等が加入する任意の傷害保険を用意してください」という項目があるわけですが、ここがちょっとよく分からないのでご説明をお願いしたいと思います。そして、この傷害保険の保険料の負担は指定管理者なのか、それとも公園の利用者なのかを教えてください。以上、よ

ろしくお願いいたします。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） それでは、私のほうから1点目から5点目までお答えさせていただきます。まず1点目といたしまして、費用、指定管理料増額の理由、積算根拠はというところになります。指定管理料の増加につきましては、人件費の上昇分といたしまして4%と物価上昇分の2%を見込んで、各年度の費用を算出しているため、毎年度増加しているものになっております。

2点目といたしまして、人件費の件になります。人件費の比較は通常業務を捉えて示しております。高座試算の人員は13名で、延べ時間といたしまして1日34.5時間を見込んでおります。指定管理者の人員といたしましては、6名で43時間を見込んでいる計算になっております。なお、高座試算の人員が多いのは、従事時間を午前、午後に分けるなど細かに設定したことによるものです。

3点目といたしまして、災害発生時のことについてになります。業務時間外の災害対応につきましては、高座職員の参集基準にのっとり施設の安全確認を行った後に対処することを考えています。なお、夜間や火災などによる徒歩の避難では、公園内に立入りはできますが、管理事務所の立入りは高座職員の確認後に実施することになります。

高座と指定管理者による災害時協定は、具体的内容をこの後に定めてまいります。現在考えている事項は、業務時間内及び業務時間外の役割分担、公園内に設置しているかまどベンチ、防災パーゴラ、防災トイレの運用方法、管理事務所の運用方法などを協議し、対処していく考えであります。

指定管理者による災害対応の具体的事例を挙げることはできませんが、高座と指定管理者による初動体制や公園での災害対応を取り決めてまいりたいと考えております。海老名市及び綾瀬市地域防災計画の本郷ふれあい公園の位置づけは、第二工区南エリアになりますが、こちらが完成した後に、北エリア第一工区を含めた全体を地域防災計画の広域避難場所にするものとなっており、現状は予定場所となっております。公園内の防災施設訓練についてですが、高座職員の全員が毎年1回、かまどベンチ、防災パーゴラ、防災トイレの設営訓練を実施しております。なお、マニュアルについては今後準備していく考えでございます。

4点目といたしまして指定管理者が行う自主事業についてですけれども、指定

管理者提案の自主事業は、物販、飲食事業として、売店での飲食料品や地元野菜、公園での遊具などを通年で提供し、土日祝日及び繁忙期にキッチンカーを誘致することを考えています。また、芝生広場を手ぶらでゆっくり過ごせるようテントやシートのレンタルがあります。企画事業として、公園施設を利用した記念撮影場所の貸出し、高座SDGsフェスティバルに参画し、1年間を通じたフォトコンテストを開催するものであります。高座が期待する公園利用は、年間を通じて地域の方々が様々なことで活用していただくことであり、季節を感じる散策及びビオトープ観察や、児童遊具及び健康遊具、周回園路でのランニングやウォーキング、保育園及び幼稚園の遠足等で広く活用してもらうことを考えております。

指定管理者の自主事業の評価につきましては、来場者数や利用者アンケートなどにより実施していきたいと考えております。イベントの頻度は1年間を通じた来場者を見込めるような頻度での開催というのを期待しておりまして、管理する上では毎月のモニタリングの中で確認していこうと考えております。

5点目といたしましては、公園事業の承認業務についてになります。公園利用は申請者の様々なニーズがあると考えて、ご質問のような事象は発生させないよう、構成三市の利用承認基準等を参考に手引等を定めてまいりたいと考えております。また、手引等によっても不明な事案や疑義事項は、高座と指定管理者が適宜協議をして、利用承認を取り決めていきたいと考えております。以上になります。

◎議長（松橋淳郎議員） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（杉田 徹） 私から6点目の保険の加入について、利用者等が加入する任意の傷害保険を用意してくださいというご説明の内容と、傷害保険の保険料負担について、指定管理なのか、公園利用者なのかというところのご回答をさせていただきます。公園の利用者の傷害保険についてですけれども、こちらは、指定管理者の主催する公園でのスポーツイベント等の参加者に万が一の事故等が発生したときに備えるものということを考えてございます。こちらの傷害保険の負担でございますけれども、イベントの内容ごとに指定管理者が、こちらが判断するというものになってございます。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） 上田議員。

◎（上田博之議員） ありがとうございます。1番目は了解いたしました。

2番目の人件費のところですが、1日43時間というのが指定管理者が考えている延べ労働時間ということです。単純計算ですが、例えば時給1,500円とすると、43時間ですから1日6万4,500円、1年間の人件費は2,322万円です。時給2,000円だと43時間労働で1日8万6,000円、1年で3,096万円です。このほかに社会保険料など福利厚生費などが入るので、もう少し多くなると思いますけれども、高座が見積もった人件費9,103万円でしたっけ、約6割だとすると5,400万円だというご答弁が先ほどありました。この5,400万円と比べると、そこまで行かないように思います。実際に指定管理者が示した人件費は幾らなのか、確認をいたします。

次に3番目のことについてですが、災害対応の件です。ここの公園は広域避難場所ですが、その場所がそのまま避難所になることも十分想定されるわけですので、組合職員や指定管理者の職員だけでなく、避難してくる人々も含めた運営委員会体制をイメージした避難所運営マニュアルの準備が必要ではないかと思えます。海老名市、綾瀬市ともよく相談し、すり合わせて、早期に準備をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

4番目の自主事業についてですが、物販や飲食事業として売店での飲食料品の提供や地元野菜の提供ということがご答弁にありましたが、これは常設のものなのか。そして、それは管理事務所の中なのか、露店のものなのかなど、具体的に示されているようでしたら教えていただきたいと思えます。また、キッチンカーの誘致では出店料を徴収するということになるのか。これは徴収するとしたら指定管理者が徴収するということですが、そういうことになっているのか確認をいたします。

さらに、綾瀬市での事前の説明のときの質疑では、ボッチャなどのスポーツイベントなどが提案されていたと思うのですが、これは先ほどのご答弁の中になかったのですが、具体化は期待しているのかどうか、確認をいたします。

公園の利用の承認業務についてですが、公園利用の承認については、利用承認基準の手引の作成や事前の協議というご答弁をいただきました。ぜひその線でよろしく願いいたします。

最後の保険の加入についてですけれども、事前にお伺いしていたときには、このイベント参加の公園利用者が負担するというふうにお聞きしていたのですけれども、先ほどのご答弁ではそのようではなくて、指定管理者が判断するというご答弁でしたので、その辺でちょっと確認をいたしますが、1日だけ有効なスポーツなどのイベント保険は、スポーツの危険性によって1人30円ぐらいから300円ぐらいといろいろあるということを確認しています。こうした保険に一人一人加入してからイベントに参加するということになるわけだと思っておりますけれども、事前に申し込むイベントであればスムーズにできそうだと思うわけですが、不特定多数が参加するイベントもあると思っております。こうしたときにどうなるのかということ、まずこの保険に加入するという手続のところではどうか、教えていただきたいと思っております。保険料は幾らぐらいをイメージしているのかということと、不特定多数のイベントのときの考え方をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） まず、人件費のところになります。こちらのほうは、先ほど違う質問のときにもお答えさせていただきましたとおり、社員の方もいらっしゃるということにはなっております。指定管理者からの提案書の令和8年度の人件費の金額につきましては3,754万5,000円が提案書に記載されている金額となっております。

続きまして、物販、飲食のところをお答えさせていただきます。物販等の売店につきまして、常設かどうかということになるのですけれども、常設であると考えております。あと、露店または管理棟内かということになるのですけれども、こちらのほうは提案書の中に記載がされていないので、指定管理者の裁量によるものと考えております。また、自動販売機などは、管理棟内などで人が集まりやすく、利便性の高い箇所に配置される予定になっております。キッチンカー出店についてなんですけれども、使用料の徴収については、議員おっしゃるとおり、歳入の場合は指定管理料になる場所ではありますが、出店者が許可を求めて出店する場合は利用料を徴収しますが、指定管理者の裁量による誘致、出店する場合は費用負担がないものと考えているところでもございます。

あと、スポーツイベントにつきましては、以前、説明会の場でお話しさせてい

ただきました手軽にできるポッチャやモルックという記載がございます。以上になります。

◎議長（松橋淳郎議員） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（杉田 徹） まず、傷害保険料の負担の考えですけれども、こちらは指定管理者の判断になるというところで、保険料をかける、かけないというのもございまして、例えば先ほどのフォトコンテストとかは写真を撮るだけなので、こちらは保険料をかけずにやるというのも見込んでございます。不特定多数の来場者のイベントですけれども、こちらはある程度想定人数を、これも指定管理者のほうで判断になりますけれども、そういうのを見込んで保険に加入する、しないを判断することとなっております。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） すみません、売店について訂正させていただきます。常設と先ほど申させていただきましたのですけれども、そこに明確な規定はございませんので、常設ではないところもあると考えております。すみません、訂正させていただきます。

◎議長（松橋淳郎議員） 総務課長補佐。

◎総務課長補佐（杉田 徹） 1点、ちょっとすみません、保険料の内容ですけれども、こちらはイベントの内容とか規模、補償範囲により負担は異なりますけれども、保険料は数百円ほどを見込んでございます。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） 上田議員。

◎（上田博之議員） ありがとうございます。保険料については、団体保険で指定管理者側が入って、そこに参加した人たち全体を保険するようなものもありますから、参加者から集めるというのはなかなか……（「ない、ない、ない」と呼ぶ者あり）事務的にも難しいことがあると思うので、何か今ないとおっしゃっていますけれども、そういったことを求める内容になっているので確認させていただきました。ないということのほうがいいと思います。

それで、3回目にお聞きしたいのは1か所だけですけれども、人件費のところ、指定管理者が示している人件費はご答弁で3,750万円余りということが分かりました。高座の指定管理料の上限が5,400万円ですから、1,600万円以上の差があるわけです。この差は何なのかということですね。高座の試算は1日34.5時間

の労働ということです。指定管理者の試算は1日43時間の延べ労働です。同じ賃金での試算なら、指定管理のほうが人件費が大きく高くなるはずなのに、逆になっているということなわけですね。低賃金で働かされる構造になっているのではないかと思わざるを得ないわけです。いわゆる官製ワーキングプアを生み出す構造になっていることに気づいて、人件費をコストと見る経営概念を変える必要があるということをお場では申し上げておきたいと思っておりますということで、そうした問題を指摘しつつ、別の角度から1点お聞きしたいと思っておりますけれども、この債務負担行為で示された指定管理料は上限ということですので、この1,600万円の差額は、指定管理料が減額される可能性があるという理解でよろしいのかどうか、最後にお伺いをいたします。よろしくお願いたします。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） 人件費の差額のところについてのご質問と受け止めております。まず、ここについてなんですけれども、公園を運営していく上では人件費のみで運営されるものではございません。ですので、公園全体の費用を鑑みて、指定管理料が適切かどうかというところを判断させていただきたいと思っております。以上であります。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 質疑はないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、初めに、反対意見の発言を許します。吉田議員。

【 吉田 みな子議員 登壇 】

◎（吉田みな子議員） 議案第14号、本郷ふれあい公園の指定管理者の指定について、反対の立場で討論をいたします。

本公園は、地域の皆さんの期待に応え、にぎわいの創出に重きを置き、事業者からも年間様々なイベントなどを開催することが提案されています。そのこと自体は、地域に開放され、多くの市民が来場してもらうための工夫であることを理

解し、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、本公園は、地域住民の声を取り入れビオトープをつくり、生物多様性の構築や環境教育の場としても機能していくことを期待しています。海老名、座間、綾瀬、三市とも協働しながら、地域の環境団体や学校とも連携していくことも有用と考えます。せっかくつくったビオトープを生かすためにも、指定管理者任せにせず、地域の市民と一緒に環境について考える取組を求めます。

しかし、本公園が指定管理者制度になじむのかといえば、そうではないのではないのでしょうか。なぜなら、運動公園などと違い、市民に貸し出す施設がなく、利用料収入が見込めないからです。収入見込みのない公の施設を指定管理者にしても、事業者のメリットはほとんどありません。収入の大半が指定管理料に依存していることから明らかです。それでも指定管理料が低コストで抑えられているならば、指定管理者でも異論はありません。しかし、費用は多額で、既に供用されている北エリアの今年度の公園維持管理経費は年間約1,650万円であり、面積は倍以上になり、金額も当然増加するのは分かりますが、指定管理料は設計額で年間9,000万円を超え、指定管理者の提案額も初年度で8,800万円です。本公園にプールや体育館、野球場などの施設がないことを鑑みれば、金額は高いと言わざるを得ません。

利用収入が見込めなくても、公園を指定管理にしているところもあると言われればそのとおりです。例えば座間市にある県立座間谷戸山公園は利用収入が見込めない公園の一つで、神奈川県公園協会が指定管理者となり、維持管理運営をしています。しかし、神奈川県公園協会は公益財団法人であり、民間企業への委託とは全く違うということは指摘しなければなりません。それでは谷戸山公園の指定管理料は幾らでしょうか。谷戸山公園は30.6haあり、本郷ふれあい公園の8倍もある広い敷地を有し、自然豊かな公園ですが、2024年度の指定管理料は年間6,278万8,000円となっており、ふれあい公園よりも低廉です。改めて、ふれあい公園の維持管理運営に約9,000万円は一体何に使われるのか、精査が必要ではないのでしょうか。検討を求めます。

例えばプールや体育館など市民利用に供する施設のない公園において、常勤職員が4名も配置されていることも、あまり例のない人員配置です。公園という特性上、イベントで人を集めるとき以外は、不特定多数の市民がそれぞれに公園を

利用されます。入場料はなく、貸出用具等もないため、公園利用者が管理棟に行く要因は多いとは想像しにくいです。指定管理料の内訳を見ると全体の4割が人件費となっていますが、ほかに清掃費や植物管理費、施設管理費も予算がついており、誰がどのような業務をするのか見えにくくなっています。

指定管理者のデメリットとして、お金の流れや事業内容が議会や市民から見えにくくなるのが挙げられます。今まさに今回の指定管理料がどのような業務にどう使われるのか、組合のプールや本郷荘の指定管理者でもある事業者の金額面でのスケールメリットが生かされた提案をされていないことも含め、もっと選定委員会の際に問うべきことがあったのではないのでしょうか。北エリアで1,650万円ほどの維持管理経費が5倍以上になったことは、三市の市民の税金が使われていることを考えれば受け入れがたいことです。

組合は今後さらなる施設建設計画を持っており、費用の増大は避けられません。例えば1年間は指定管理者ではなく委託管理にして、どのくらい公園費用がかかるのか検討することもできます。ほかの公園の運営や維持管理経費がどのくらいか研究しながら、費用がどのくらいかかる見極めることも必要なことであったと指摘せざるを得ません。以上、公園の維持管理運営経費がかかり過ぎているという理由から、本議案に反対いたします。

【 吉田 みな子議員 降壇 】

◎議長（松橋淳郎議員） 次に、賛成意見の発言を許します。松本議員。

【 松本正幸議員 登壇 】

◎（松本正幸議員） 議案第14号、本郷ふれあい公園の指定管理者の指定について、ただいま質疑などを受けて感じたこと、また、指定管理制度に関して今後改善していただきたいと考えていることなど要望を伝えながら、賛成討論を行いたいと思います。

まず、公的機関が指定管理制度を導入するとき、人件費の抑制を目的に行ってはならないです。高座組合の募集時の試算では、人件費は指定管理料の6割弱の5,400万円程度と見込んでいたのに、指定管理者のそれは3,750万円余りということですので、初年度の指定管理料は9,103万円の約4割にしかありません。質疑の中で指摘されていたように、高座の想定する総労働時間より指定管理が計画している総労働時間のほうが1.25倍も長いのに、逆に2割も人件費が抑制されてい

るということは、そこで強い搾取が行われている証しかもしれません。今後、組合の公契約条例のようなものを制定し、働く者の人権と生活圏を守るシステムをつくることを求めます。

次に、指定管理者を選考するプロセスなど透明性の課題です。組合では7ページ程度の指定管理選定委員会選定結果報告を議会に報告していますが、これでは不十分です。例えば北九州市の指定管理者候補選定マニュアルを見ると、60ページもの分厚いものですが、その中では公表の規定について、3つの文書を公表することを決めています。1つは指定管理者候補の選定結果について、2つが提案概要です。3つは会議録です。これは当然北九州市で議会にも提出され、その後、ホームページにも載っていて、全ての市民が見ることができるようになっています。この3つの公表されたものを見ると、それぞれの審査項目でそれぞれの企業の提案が何点だったのかが細部にわたって分かります。また、会議録を見ると、プレゼンテーションにおける選定委員の質問に対するそれぞれの企業の回答もしっかり載っています。プレゼンテーションの後の選定委員の方々の意見交換もしっかりと載っていて、どのような選考で何が評価されて決まったのかが非常に明確になっています。このように、議会にも市民にも開かれた情報公開が求められている時代だと思しますので、こうした時代の要請に応えられる指定管理者候補者選定マニュアルの作成をお願いしたいと思います。

これまで高座清掃施設組合の指定管理制度の導入に関しては反対をしてきませんでした。指定管理制度には多くの問題がありますので、少なくとも今回指摘させていただいた点などが改善が見られない場合は、判断の変更を今後視野に入れたいといけないと考えています。以上、問題点、課題を指摘して賛成討論いたします。

【 松本正幸議員 降壇 】

◎議長（松橋淳郎議員） もう一度反対意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） もう一度賛成意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求め

ます。

(挙手多数)

◎議長（松橋淳郎議員） 挙手多数であります。よって、議案第14号 指定管理者の指定について（本郷ふれあい公園）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第15号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼総務課長（菊地康之） それでは、議案第15号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。各款項の補正額とその主な内容についてご説明申し上げます。

6款繰越金1項繰越金は1億2,419万7,000円の増で、令和6年度決算に基づく純繰越金でございます。歳入合計は1億2,419万7,000円の増でございます。

続いて3ページ、歳出でございます。こちらも各款項の補正額とその主な内容についてご説明申し上げます。

2款総務費1項総務管理費は351万6,000円の増で、これは総務課職員の人件費について、人事院勧告に基づく給料表の改定による増、期末勤勉手当の増、会計年度任用職員の報酬の増のほか、マイクロフィルム劣化検査及び海老名市への交付金の増によるものでございます。

4款衛生費1項清掃費は25万4,000円の減で、これは施設課職員の退職による人件費の減などによるものでございます。

5款土木費1項都市計画費は、本郷ふれあい公園（第二工区）外周道路整備工事で4,400万円を増とする一方、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事を4,400万円減とし、予算の組替えをして増減はございません。

9款予備費1項予備費は1億2,093万5,000円の増でございます。歳出合計でございますが、1億2,419万7,000円の増でございます。

次に、4ページでございます。第2表 継続費補正、1変更でございます。これは本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事の工事期間を令和5年度から令和7年度までの3か年の継続計画で進めており、令和7年度分の年割額を4,400万円減額するものでございます。このことにより、継続費の総額を記載のとおり変更

するものでございます。

次に、第3表 繰越明許費でございます。5款土木費1項都市計画費、本郷ふれあい公園（第二工区）外周道路整備工事において、年度内完了が見込めないことから設定するもので、翌年度繰越しできる上限額は4,400万円でございます。

次に、第4表 債務負担行為補正、1追加でございます。これは、本郷ふれあい公園指定管理期間を令和8年度から令和12年度までの5か年として債務負担行為を設定するもので、限度額は4億8,388万円でございます。

なお、5ページから17ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、18ページから21ページまでは補正予算給与費明細書となっておりますので、後ほどご高覧いただければと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましてはよろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

◎議長（松橋淳郎議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。吉田議員。

◎（吉田みな子議員） 1点、債務負担行為について伺います。本郷ふれあい公園指定管理に係る経費ですけれども、この限度額4億8,388万円は組合のほうで設計した金額になっていて、事業者側が提案したのは4億5,544万2,000円となっております。この限度額は事業者側が具体的に提案した金額も出ているわけで、その金額ではなくて、組合側が当初設計した金額を限度額に設定した理由を伺います。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） 今のご質問、お答えさせていただきます。議員ご指摘のとおり見積額での設定という考え方もございますが、補正予算の債務負担行為額は限度額であり、昨今の予見しがたい激甚化する災害への対応を鑑みますと、提示額のみで予算を縛ることは緊急時の迅速な対応を妨げ、ひいては利用者の皆様のサービスの低下を招くおそれがございます。適正かつ最少の経費で最大の効果を上げるよう、指導監督してまいりたいと考えております。以上になります。

◎議長（松橋淳郎議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） おっしゃることは理解しつつも、やはりプロポーザルで

金額提示をしている、だからやっぱりその金額でやってもらうということで指定をしているわけで、今、可決もされたわけです。緊急時の対応等になっていくと、そのときに発生したものを支払うという考え方が当然あってしかるべきだと思うのですね。指定管理は年度で協定書を交わしていて、金額も含めて年度年度で検討もしていくということもありますので、こちらからあらかじめ限度額をちょっと高めに設定するという発想そのものが、少し理解しにくいというようなことがありますけれども、改めてご見解を伺います。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） 議員ご指摘のとおりでございますけれども、労務単価の急激な上昇など、当初の想定を著しく超える事態が生じた場合には改めて上限を設けさせていただいておりますので、議会にお諮りし、債務負担行為額の限度額の補正等の手続を行うべきものと考えてはおります。

一方で、今回の債務負担行為の限度額は、組合として市民が安全安心に公園を利用できる基準を維持するための最低限必要な額等を算定したものであるところでございます。今回も1者のみの提案であったからといって、この提案額が枠を固めてしまうと、僅かな労務単価の上昇や倒木対応といった管理上不可欠な経費が発生した際には迅速な対応ができず、安全な利用とかが脅かされるおそれがあります。そのため、組合が算定した額をもって議決をいただき、その額内で最大の効果、効率化を指導していくのが適切と考えております。以上であります。

◎議長（松橋淳郎議員） 吉田議員。

◎（吉田みな子議員） 最後、3問目になります。年度協定は年度当初で予算も出てきますけれども、債務負担行為の中で、やっぱり指定管理者が自ら提示した額を上回るか上回らないかというのはなかなか見えづらいのですよね。やっぱり指定管理者に対しては、提示した額でやってもらうということは大前提だと思うのです。その上で、必要な部分は議会に諮ったりしながら補正予算とかを組むことだって、可能なはずですね。だから、もし今おっしゃることで緊急の場合とか、今、人件費とかいろんな資材とかも上がっていて、上がる可能性はあるとも思うのです。でも、その場合は、ぜひ組合側から議会等に説明をしていただきたいのです。金額とかも上がっていて、指定管理者が提示した額よりも上がってきたというようなことはぜひ報告していただきたいと思っておりますけれども、最後その

点についていかがでしょうか。

◎議長（松橋淳郎議員） 組合長。

◎組合長（内野 優） もう見解の相違なんですよね、はっきり申し上げて。見解の相違で、先ほど質問もやられていますけども、一部事務組合の性格上、臨時議会とか、そういったものは頻繁に開けないじゃないですか。いわゆる負担金でやっているわけですから、その負担金がまた上がるわけですよ。その部分は加味してください。今、物価上昇、それから人件費だって今言われているじゃないですか。ユニクロが初任給37万円とか、6%上がるとか、もう絶対的に上がるんですよ、人件費は。だからその部分を加味してやっていると。それを性格上、じゃ、その部分を、向こうが言った以上にお金を渡すかと、そういうことじゃありません。それはちゃんとしっかりやろうということでもあります。

だから問題は、この部分では普通の市議会とは違って、市議会はそれぞれ首長がいて、臨時議会も開けるでしょうよ。海老名だってあさって開くし、1月にも開くんです。2回も開く。高座は開けますか。首長の日程調整だけでもすごい大変なんです。そういった部分を考えていただきたいというふうに思います。以上です。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。上田議員。

◎（上田博之議員） 簡単にお伺いしたいと思います。繰越明許費の本郷ふれあい公園（第二工区）外周道路整備工事の4,400万円についてですけれども、この工事の位置を確認したところ、第一工区と第二工区間の幅員約7mの道、これは市道2152号線ということらしいのですけれども、そこと、第一工区と寿閑寺との間の道。ここに現在は道らしいものが見えないのですけれども、ここに幅員4mの道を造るということです。

そこで2点確認をさせてください。この幅員4mのほうの道は、第二工区とは全く接していないわけです。これを第二工区外周道路とするには違和感があるわけですけれども、これはどう考えているのか教えてください。

また、この4m道路の必要性について、例えばどういう場面で使用するものなのか教えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） 道路のところについてですけれども、まず、

本郷ふれあい公園の第一工区については、令和元年のオープンにより事業としては完結しているものになっております。これ以降の整備については第二工区として位置づけていることから、このような予算計上とさせていただいたものになっております。

4 mの幅員の道路になるのですけれども、こちら、市道716号線ですけれども、建築基準法で定められている最低の幅員であることから4 mとしております。道路の利用目的といたしましては、県道沿いにある井戸施設等への維持修繕作業で車両が進入できるための道路と考えているものになっております。以上です。

◎議長（松橋淳郎議員） 上田議員。

◎（上田博之議員） 事業の名称について、説明の意図は分かるのですけれども、本郷ふれあい公園外周道路整備工事とするだけで、わざわざ第二工区とつけなければ全く違和感がないわけで、なぜこういう命名をしたのかなというところは不思議なので、今後の参考にしていただきたいなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

それで、この4 mの道路は井戸の維持管理ということですが、この道は結局行き止まりになると思います。ということで、ここに車が入ってきて止められたりすると逆に迷惑になってしまいますので、車止めが必要かと思えますけれども、設置するのかどうか教えてください。以上です。

◎議長（松橋淳郎議員） 施設課長事務代理。

◎施設課長事務代理（増田大征） 議員がおっしゃるとおり、市道716号線につきましては、道路構造上の行き止まりとなっております。道路の終端部分につきましては、車両侵入防止用の車止めを設置する予定になっております。以上です。

◎議長（松橋淳郎議員） 上田議員。

◎（上田博之議員） ごめんなさい、その終端というところがよく分からないのですが、7 mの道路を造って、そこから4 mの第一工区のほうに入っていく道があるわけですが、その第一工区に入っていく、7 mの道路から4 mに入るところに車止めがないといけないと思うのですけれども、終端というのはどちらを指すのか分からないのですね。井戸の手前が終端みたいに概念的には考える

のですけれども、そうすると、そこは車が自由に入れるので、車の通行がない道ですので、そこに車を置いてしまう方もいらっしゃるのではないかと思いますので、そうならないような車止めが必要かと思ってお聞きしたのですが、終端の意味が分からないので、最後お聞かせください。

◎議長（松橋淳郎議員） 参事。

◎参事（平本和彦） すみません、これについては私のほうからちょっと答弁させていただきます。まず、終端でございますけれども、もともとこの市道716号線というのは、その先の県道22号を横断して、その先まで道路認定されております。実際、その横断している箇所が車が無理に入る、車両が入るということを防ぐために、その場所を終端として車止めを設置いたします。

今、議員ご質問の入り口の7mの市道2152号線から入ったところへの車止めでございますけれども、基本的にはこの路線は道路法の道路という扱いになりますので、道路管理者サイドで、いわゆる道路としての維持管理上問題があるとなった場合には車止めが設置になるかと思うのですが、組合のほうとしては、公園管理上、車止めの設置は必要ないというふうに考えて、今回は今のところ見ていないといったところでございます。以上でございます。

◎議長（松橋淳郎議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 質疑はないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） ご異議なしと認め、よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（松橋淳郎議員） 討論を終結します。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（松橋淳郎議員） 挙手多数です。よって、日程第7 議案第15号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして会議を閉会とします。大変お疲れさまでした。

（午後4時25分 閉会）

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和7年12月24日

高座清掃施設組合議会議長 松 橋 淳 郎

高座清掃施設組合議会副議長 齊 藤 慶 吾

高座清掃施設組合議会署名議員 松 本 正 幸

高座清掃施設組合議会署名議員 金 江 大 志